

新旧対照表

別紙9

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第4章 輸出通関関係	
第2節 輸出許可後の訂正	第4章 輸出通関関係
<p>(船積情報登録等までの輸出許可内容変更の申請)</p> <p>2-1 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）までの間に訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うことを求めるものとする。</p>	<p>(輸出許可内容変更の申請)</p> <p>2-1 通関業者等が、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合には、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後（関税法基本通達67-1-14の(4)の規定に該当する場合を除く。）、次により取り扱うものとする。ただし、輸出者コード、輸出者名及び申告等種別コード等の変更はできないので、輸出取止め再輸入で処理し、再度輸出申告を行うことを求めるものとする。</p> <p>なお、許可内容の訂正是、船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録が行われるまで、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）までの間に行う必要があるので留意する。</p>
<p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>2-2 (省略)</p> <p>(輸出許可内容変更の確認)</p> <p>2-3 通関担当部門は、上記2-1により行われた輸出等許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い（区分2）となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことによりシステムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。</p> <p>なお、輸出等許可内容変更申請を行う者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</p>	<p>(輸出許可等内容変更申請控情報等の提出)</p> <p>2-2 (同左)</p> <p>(輸出許可内容変更の確認)</p> <p>2-3 通関担当部門は、システムを使用して行われた輸出等許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い（区分2）となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことによりシステムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。</p> <p>なお、輸出等許可内容変更申請を行う者と輸出許可を受けた通関業者等が異なる場合は、輸出許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</p>
<p>(船積情報登録等以降の輸出許可内容変更の申請)</p> <p>2-4 通関業者等が、船積情報登録（本船扱い貨物の場合には船積確認登録）若しくは搭載完了登録、又は出港予定年月日（システム参加保税地域以外の場所で輸出の許可を受けた貨物である場合に限る。）以降に、システムを使用して輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正（関税法基本通達67-1-11から67-1-14まで及び67の3-1-9(1)、67の3-1-10(1)、67の3-1-11(1)、67の3-1-12(1)の場合に限る。）する場合に</p>	<p>(新規)</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>は、あらかじめ当該通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行った後、「汎用申請」業務を利用して「船名、数量等変更申請書」(税関様式C-5200号)に必要事項を入力し、その申請に係る輸出許可書もあわせて添付したうえで送信することを求めるものとする。</p>									
<p><u>通関担当部門において、この申請に係る変更を認める場合は、受理に係る登録を行うことにより、システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとし、記載内容を訂正した輸出許可書の交付は要しないものとする。</u></p>									
<p>汎用申請対象手続一覧</p>									
<p>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 652 631 695">手続名称</th><th data-bbox="631 652 1102 695">根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 695 631 768">(省略)</td><td data-bbox="631 695 1102 768">(省略)</td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1154 652 1603 695">手続名称</th><th data-bbox="1603 652 2052 695">根拠法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1154 695 1603 768">(同左)</td><td data-bbox="1603 695 2052 768">(同左)</td></tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)
手続名称	根拠法令等								
(省略)	(省略)								
手続名称	根拠法令等								
(同左)	(同左)								
<p><u>船名・数量等変更申請</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 795 631 1208"> <u>関基 67-1-11</u> <u>関基 67-1-12</u> <u>関基 67-1-13</u> <u>関基 67-1-14</u> <u>関基 67 の 3-1-9 (関基 67-1-11 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-10 (関基 67-1-12 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-11 (関基 67-1-13 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-12 (関基 67-1-14 を準用)</u> </td><td data-bbox="631 795 1102 1208"></td></tr> </tbody> </table>	<u>関基 67-1-11</u> <u>関基 67-1-12</u> <u>関基 67-1-13</u> <u>関基 67-1-14</u> <u>関基 67 の 3-1-9 (関基 67-1-11 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-10 (関基 67-1-12 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-11 (関基 67-1-13 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-12 (関基 67-1-14 を準用)</u>		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1154 795 1603 1208"> <u>(新規)</u> </td><td data-bbox="1603 795 2052 1208"> <u>(新規)</u> </td></tr> </tbody> </table>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>				
<u>関基 67-1-11</u> <u>関基 67-1-12</u> <u>関基 67-1-13</u> <u>関基 67-1-14</u> <u>関基 67 の 3-1-9 (関基 67-1-11 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-10 (関基 67-1-12 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-11 (関基 67-1-13 を準用)</u> <u>関基 67 の 3-1-12 (関基 67-1-14 を準用)</u>									
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>								
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>								

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第8節 マニフェスト等による輸出申告	第8節 マニフェスト等による輸出申告
8-1及び8-2 (省略)	8-1及び8-2 (同左)
<p>(<u>輸出申告時の添付書類等の提出</u>)</p> <p>8-3 前項の規定により、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、<u>通関担当部門は、必要に応じて、添付書類等の提出を求めるものとする。なお、添付書類等の提出を求める場合は、「輸出マニフェスト通関申告控情報」を「輸出マニフェスト通関申告控」として出力し、当該添付書類等に併せて提出することを求めるものとする。</u></p> <p>(検査の指定)</p> <p>8-4 (省略)</p>	<p>(<u>輸出申告控の提出</u>)</p> <p>8-3 前項の規定により、<u>審査区分が検査扱い（区分3）となり、通関業者等に「輸出マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、当該申告控情報を「輸出マニフェスト通関申告控」として出力し、貨物の保税地域等への搬入前に行われたマニフェスト等による輸出申告については、適宜の箇所にその旨の記号（例えば、「前」）を朱書きし（貨物の保税地域等への搬入後に行われたマニフェスト等による輸出申告については朱書き不要）、輸出申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、通関担当部門に提出することを求めるものとする。ただし、<u>審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）となった場合には、通関担当部門への当該申告控の提出を求めるものとする。</u></u></p> <p><u>なお、審査区分が検査扱い（区分3）で、検査区分が検査場検査となった場合は、この章第1節第1-5に規定する「検査指定票（運搬・倉主等用）」を併せて提出することを求めるものとする。</u></p> <p>(検査の指定)</p> <p>8-4 (同左)</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出申告の訂正)</p> <p>8-5 マニフェスト等による輸出申告の後、当該申告に係る輸出許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1-6 <u>((3)を除く)</u>の規定を準用することとし、<u>当該訂正後、通関担当部門が、添付書類等の提出を求める場合の取扱いについては、この節8-3の規定を準用する。</u></p>	<p>(輸出申告の訂正)</p> <p>8-5 マニフェスト等による輸出申告の後、当該申告に係る輸出許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1-6の規定を準用することとし、<u>この場合、検査扱い（区分3）となった場合を除き、通関担当部門への訂正後の輸出申告控及び添付書類等の提出は求めないものとする。</u></p>
<p>(輸出許可後の訂正)</p> <p>8-6 マニフェスト等による輸出申告について、輸出許可後、搭載完了登録が行われるまでの間に、当該貨物に係る航空機の名称、数量等の許可内容を変更する場合の取扱いについては、この章第2節<u>2-1から2-3までの規定を準用することとし、通関業者等に「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控情報」が配信された場合に、通関担当部門が、添付書類等の提出を求める場合の取扱いについては、この節8-3の規定を準用する。</u></p> <p><u>なお、マニフェスト等による輸出申告について、輸出許可後、搭載完了登録以降に、システムを使用して許可内容を変更する場合の取扱いについては、この章第2節2-4の規定を準用することとする。</u></p>	<p>(輸出許可後の訂正)</p> <p>8-6 マニフェスト等による輸出申告について、輸出許可後、搭載完了登録が行われるまでの間に、当該貨物に係る航空機の名称、数量等の許可内容を変更する場合の取扱いについては、この章第2節の規定を準用する。</p>
<p>(輸出許可の通知)</p> <p>8-7 <u>マニフェスト等による輸出申告の審査終了の登録については、この節1-7の規定を準用する。</u></p>	<p>(新規)</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 15 節 輸出申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出 (輸出申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸出申告 (この章第 1 節 1-1 に規定する輸出申告をいう。)、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告、<u>マニフェスト等による輸出申告</u>、積戻し申告並びに別送品輸出申告 (以下この項、次項及びこの節 15-3 において「輸出申告等」という。) を行う者及びその代理人である通関業者 (以下この項、次項及びこの節 15-3 において「通関業者等」という。) がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、<u>輸出申告等控</u> (<u>輸出申告等に係る申告控情報を出力したもの</u>をいう。以下この項及び次項において同じ。) を提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、航空貨物について審査区分が書類審査扱い (区分 2) 又は検査扱い (区分 3) となつた輸出申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、<u>輸出申告等控</u>を提出することを求めるものとする。</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>第 15 節 輸出申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出 (輸出申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸出申告 (この章第 1 節 1-1 に規定する輸出申告をいう。)、特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告、積戻し申告並びに別送品輸出申告 (以下この項、次項及びこの節 15-3 において「輸出申告等」という。) を行う者及びその代理人である通関業者 (以下この項、次項及びこの節 15-3 において「通関業者等」という。) がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、<u>輸出申告控</u>を提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、航空貨物について審査区分が書類審査扱い (区分 2) 又は検査扱い (区分 3) となつた輸出申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、<u>輸出申告控</u>を提出することを求めるものとする。</p> <p>(6) (同左)</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(輸出申告等の訂正時の添付書類等の提出) 15-2 通関業者等が、輸出申告等の後、当該輸出申告等に係る輸出の許可までの間に申告内容の訂正をする場合において、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸出申告 <u>等</u> 控を提出することを求めるものとする。	(輸出申告等の訂正時の添付書類等の提出) 15-2 通関業者等が、輸出申告等の後、当該輸出申告等に係る輸出の許可までの間に申告内容の訂正をする場合において、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸出申告控を提出することを求めるものとする。
(輸出等許可内容変更申請時の添付書類等の提出) 15-3 (省略)	(輸出等許可内容変更申請時の添付書類等の提出) 15-3 (同左)
(本船・ふ中扱い承認申請時の資料等の提出) 15-4 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下次項において「申請者」という。）がシステムを使用して積付け図等の資料等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1)から(5)までの規定に準じて取り扱うものとする。なお、この場合において、「本船・ふ中扱い承認申請控情報」を提出することを求めるものとする。	(本船・ふ中扱い承認申請時の資料等の提出) 15-4 本船・ふ中扱い承認申請を行う者（以下 <u>この項及び</u> 次項において「申請者」という。）がシステムを使用して積付け図等の資料等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1)から(5)までの規定に準じて取り扱うものとする。なお、この場合において、「本船・ふ中扱い承認申請控情報」を提出することを求めるものとする。
<p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第5節 マニフェスト等による輸入申告</p> <p>(マニフェスト等による輸入申告の登録) 5-1 及び 5-2 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 輸入通関関係</p> <p style="text-align: center;">第5節 マニフェスト等による輸入申告</p> <p>(マニフェスト等による輸入申告の登録) 5-1 及び 5-2 (同左)</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入申告時の添付書類等の提出)</p> <p>5－3 前項の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、通関担当部門は、必要に応じて、添付書類等の提出を求めるものとする。なお、添付書類等の提出を求める場合は、「輸入マニフェスト通関申告控情報」を「輸入マニフェスト通関申告控」として出力し、当該添付書類等に併せて提出することを求めるものとする。</p>	<p>(輸入申告控の提出)</p> <p>5－3 前項の規定により通関業者等に「輸入マニフェスト通関申告控情報」が配信されたときは、<u>当該申告控情報を「輸入マニフェスト通関申告控」として出力し、輸入申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）に、通関担当部門に提出するよう求めるものとする。ただし、審査区分が簡易審査扱い（区分1）又は書類審査扱い（区分2）となった場合には、通関担当部門への当該申告控の提出を求めないものとする。</u></p> <p><u>なお、審査区分が検査扱い（区分3）で、検査区分が検査場検査となった場合は、この章第1節1－5に規定する「検査指定票（運搬・倉主等用）」を併せて提出することを求めるものとする。</u></p>
<p>(検査の指定)</p> <p>5－4 (省略)</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>5－5 マニフェスト等による輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1－6 <u>((3)を除く)</u>の規定を準用することとし、<u>当該訂正後、通関担当部門が、添付書類等の提出を求める場合の取扱いについては、この節5－3の規定を準用する</u>。</p>	<p>(検査の指定)</p> <p>5－4 (同左)</p> <p>(輸入申告の訂正)</p> <p>5－5 マニフェスト等による輸入申告の後、当該申告に係る輸入許可までの間に申告内容を訂正する場合の取扱いについては、この章第1節1－6の規定を準用することとし、<u>この場合、検査扱い（区分3）となった場合を除き、通関担当部門への訂正後の輸入申告控及び添付書類等並びに当初の輸入申告に係る輸入申告控及び納付書の提出は求めないものとする。</u></p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(審査終了の登録) 5-6 (省略)</p>	<p>(審査終了の登録) 5-6 (同左)</p>
<p>第 15 節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸入申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸入申告、輸入(引取)申告又はマニフェスト等による輸入申告(以下の項及び次項において「輸入申告等」という。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下の項及び次項において「通関業者等」という。)がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告等控(輸入申告等に係る申告控情報を出力したもの)をいう。以下この項及び次項において同じ。)を提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、航空貨物について、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、輸入申告等控を提出することを求めるものとする。</p> <p>(6)及び(7) (省略)</p>	<p>第 15 節 輸入申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸入申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-1 輸入申告又は輸入(引取)申告(以下の項及び次項において「輸入申告等」という。)を行う者及びその代理人である通関業者(以下の項及び次項において「通関業者等」という。)がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、次により取り扱うものとする。なお、この場合において、輸入申告控を提出することを求めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 添付書類等の訂正等により「申告添付登録」業務を行うことが可能な容量を超えた場合等で、書面により提出するときは、「申告添付訂正」業務により添付書類等の提出方法を窓口提出に切り替えた上で、全ての添付書類等を書面により通関担当部門に提出することを求めるものとする。なお、航空貨物について、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3)となった輸入申告等に係る添付書類等を書面により提出する場合は、輸入申告控を提出することを求めるものとする。</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入申告等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-2 通関業者等が、輸入申告等の後、当該輸入申告等に係る輸入の許可までの間に申告内容の訂正をする場合に、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から(7)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸入申告等控を提出することを求めるものとする。</p>	<p>(輸入申告等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-2 通関業者等が、輸入申告等の後、当該輸入申告等に係る輸入の許可までの間に申告内容の訂正をする場合に、システムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、前項(2)から(7)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、訂正後の輸入申告控を提出することを求めるものとする。</p>
<p>15-3 (省略)</p>	<p>15-3 (同左)</p>
<p>(蔵入等承認申請等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-4 蔵入等承認申請等を行う者及びその代理人である通関業者（以下次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸入申告等控」（蔵入承認申請控、移入承認申請控、総保入承認申請控又は展示等申告控）を提出することを求めるものとする。</p>	<p>(蔵入等承認申請等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-4 蔵入等承認申請等を行う者及びその代理人である通関業者（この項及び次項において「通関業者等」という。）がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「輸入申告等控」（蔵入承認申請控、移入承認申請控、総保入承認申請控又は展示等申告控）を提出することを求めるものとする。</p>
<p>(蔵入等承認申請等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-5 (省略)</p>	<p>(蔵入等承認申請等の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-5 (同左)</p>
<p>(予備申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-6 予備申告等を行う者及びその代理人である通関業者（以下次項において</p>	<p>(予備申告等時の添付書類等の提出)</p> <p>15-6 予備申告等を行う者及びその代理人である通関業者（この項及び次項に</p>

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「通関業者等」という。) がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1)から(5)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「予備申告控」を提出することを求めないものとする。</p>	<p>おいて「通関業者等」という。) がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (1)から(5)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「予備申告控」を提出することを求めないものとする。</p>
<p>15-7～15-9 (省略)</p>	
<p>(移出(総保出) 輸入申告時の添付書類等の提出)</p> <p>15-10 製造済外国貨物の移出(総保出) 輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者(以下次項において「通関業者等」という。)がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」を提出することを求めないものとする。ただし、会計検査院用として提出が必要な書類については、この章第13節13-3の規定により書面により提出することを求めるものとする。</p>	<p>15-7～15-9 (同左)</p> <p>(移出(総保出) 輸入申告時の添付書類等の提出)</p> <p>15-10 製造済外国貨物の移出(総保出) 輸入申告を行う者及びその代理人である通関業者(この項及び次項において「通関業者等」という。)がシステムを使用して添付書類等を電磁的記録により提出する場合は、この節 15-1 (2)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合において、「石油製品等移出輸入申告控」又は「石油製品等総保出輸入申告控」を提出することを求めないものとする。ただし、会計検査院用として提出が必要な書類については、この章第13節13-3の規定により書面により提出することを求めるものとする。</p>
<p>(移出(総保出) 輸入申告の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-11 (省略)</p>	<p>(移出(総保出) 輸入申告の訂正時の添付書類等の提出)</p> <p>15-11 (同左)</p>